

## ① 審査官とのやり取り

特許出願で拒絶理由通知が届いた場合、意見を述べる機会が与えられます。

### (1) 拒絶理由通知が来る前

出願時の内容を超えない範囲で自発補正することが可能です。

### (2) 最初の拒絶理由通知

最初とは記載されませんが、最後まで付いていないものは、2回目でも最初の拒絶理由通知となります。通常、60日以内に意見書を提出することができますが、明細書等の補正もこの期間に制限されます。

### (3) 最後の拒絶理由通知

補正することにより最初の拒絶理由は一応解消しているのだが、その補正によって新たな拒絶理由が発生している場合に、最後の拒絶理由通知となります。補正しても拒絶理由が解消していなければ拒絶査定となります。最初の拒絶理由とは別の拒絶理由を後から見つけた場合は、また最初の拒絶理由通知となります。

最後の拒絶理由通知の場合、明細書等を補正できる範囲も限定されます。

### (4) 補正案の確認

拒絶理由通知にも記載されますが、補正案を確認してもらうことができます。以前は、発明が不明確とかの場合でないと審査官は対応してくれませんでした。最近では進歩性についても見てくれる場合があります。あと、期限まで余裕がないと対応してくれない場合もあります(コロナでテレワークになっていたりすると時間が掛かる場合も)。

まず、電話で連絡した上で、補正案をメール等で送付しますが、公開されていない案件については、パスワードを掛けることが求められます。

### (5) 面接審査

こちら拒絶理由通知に記載されますが、審査官に直接説明することができます。

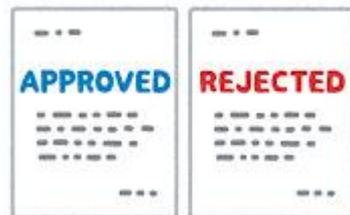
特許庁を訪問することもできるし、Web会議システムを利用することもできます。

事前に日程の調整などもあるので、かなり期間に余裕がないと難しい場合もあります。

出願人(代表者)、発明者、代理人(弁理士等)は、審査官と話することができますが、特許事務所の所員とかは、同席は認められるものの審査官と話することはできず、代理人に助言できるくらいです。

### (6) 期間延長

拒絶理由通知への対応期限が迫っている場合は、2,100円の手数料を納付して、2ヶ月の期間延長を請求することもできます。



## こちら特許部

ニッポウ  
**NIPPO** 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 [info@nippo-patent.jp](mailto:info@nippo-patent.jp)